告 示 第538号 令和6年4月22日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

鹿児島市谷山支所庁舎大規模改修基本・実施設計業務委託契約に係る企画提案競技参加 者の資格について(告示)

鹿児島市谷山支所庁舎大規模改修基本・実施設計業務委託契約に係る企画提案競技に参加する者に必要な資格を次のとおり定めたので告示します。

なお、この契約に係る企画提案競技に参加する資格を得ようとする者は、下記要領により、 鹿児島市谷山支所庁舎大規模改修基本・実施設計業務委託契約に係る企画提案競技参加表明書 に必要書類を添えて提出してください。

記

1 業務概要

- (1) 業務名 鹿児島市谷山支所庁舎大規模改修基本·実施設計業務委託
- (2) 履行期間 契約締結日から令和8年1月6日まで

2 参加資格

この企画提案競技に参加しようとする者(以下「参加表明者」という。)に必要な要件は以下のとおりとする。

- (1) 1事業者が参加する場合は、次に掲げる要件を全て満たしていることとする。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 鹿児島市建設工事等競争入札参加資格審査要綱(昭和56年3月1日制定)に基づく 鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格業者名簿に登載されている者であること。
 - ウ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所登 録が行われている者であること。
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。

- オ 鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱(平成8年5月28日制定) に基づく指名停止又は鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱(平成26年3月 27日制定)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- カ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条に規定する申立てを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(更生計画又は再生計画が認可された者を除く。)でないこと。
- キ 納期の到来している市税 (新型コロナウイルス感染症の影響により猶予を受けている ものを除く。)を完納していること。
- ク この企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 鹿児島市内に本店となる事務所を有している者であること。
- コ 過去10年間(平成26年度から令和5年度までの期間)に、国又は地方公共団体が 発注する延べ面積1,000平方メートル以上の建築物の新築、増築(当該増築部分に 限る。)又は改修(当該内部改修部分に限る。)(以下「新築等」という。)の基本設 計又は実施設計(以下「建築設計」という。)業務を元請として、完了した業務の実績 を有する者であること。
- サ 一級建築士を2人以上有するとともに、直前2年間(令和4年度から令和5年度までの期間)の年間平均実績高が2千万円以上であること。
- シ 建築設備士を2人以上有すること又は建築設備士を1人以上及び一級電気工事施工管理技士者しくは一級管工事施工管理技士のいずれかを1人以上有すること。
- ス 管理技術者並びに建築(意匠)、建築(構造)、電気設備及び機械設備の各分野においてそれぞれ主任技術者を配置すること。
- セ 管理技術者は、各主任技術者を兼任しないこと。また、主任技術者は、他の分担業務 分野の主任技術者を兼任しないこと。
- ソ 配置を予定する管理技術者及び建築(意匠)の主任技術者は、次の要件を満たしていること。
 - (ア) 参加表明者と直接的雇用関係があること。
 - (イ) 一級建築士の資格を有している者であること。
- タ 配置を予定する電気設備及び機械設備の主任技術者は、参加表明者と直接的雇用関係 があること。
- チ 配置を予定する建築(構造)の主任技術者は、協力事務所の技術者でも可とする。
- (2) 複数の事業者が共同で参加する場合(以下「設計共同企業体」という。)は、次に掲げる要件を全て満たしていることとする。
 - ア 設計共同企業体の構成員数は、設計共同企業体の代表者を含め2者又は3者であること。

- イ 設計共同企業体の構成員が他の設計共同企業体の構成員として本企画提案競技に参加 しない者であること。
- ウ 設計共同企業体の代表者は、設計共同企業体における出資割合が最大であること。
- エ 全ての構成員は、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- オ 全ての構成員は、鹿児島市建設工事等競争入札参加資格審査要綱に基づく鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格業者名簿に登載されている者であること。
- カ 全ての構成員は、建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録が行われている者であること。
- キ 全ての構成員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規 定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者で あること。
- ク 全ての構成員は、鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱に基づく指 名停止又は鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱に基づく入札参加除外措置を 受けていない者であること。
- ケ 全ての構成員は、会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則 第2条に規定する申立てを含む。)又は民事再生法第21条の規定による再生手続開始 の申立てがなされている者(更生計画又は再生計画が認可された者を除く。)でないこと。
- コ 全ての構成員は、納期の到来している市税(鹿児島市税が課税されない者で市外に主 たる事務所等を有する者にあっては、主たる事務所等の所在地の市区町村税。新型コロ ナウイルス感染症の影響により猶予を受けているものを除く。)を完納していること。
- サ 全ての構成員は、この企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- シ 設計共同企業体の代表者は、鹿児島市内に本店となる事務所を有している者であること。
- ス いずれかの構成員は、過去10年間(平成26年度から令和5年度までの期間)に、 国又は地方公共団体が発注する延べ面積1,000平方メートル以上の建築物の新築等 の建築設計業務を元請として、完了した業務の実績を有する者であること。
- セ 建築を担当する構成員は一級建築士を2人以上有するとともに、直前2年間(令和4年度から令和5年度までの期間)の年間平均実績高が2千万円以上であること。
- ソ 設備を担当する構成員は建築設備士を2人以上有すること又は建築設備士を1人以上 及び一級電気工事施工管理技士若しくは一級管工事施工管理技士のいずれかを1人以上 有すること。
- タ いずれかの構成員は、管理技術者並びに建築(意匠)、建築(構造)、電気設備及び 機械設備の各分野においてそれぞれ主任技術者を配置すること。

- チ 管理技術者は、各主任技術者を兼任しないこと。また、主任技術者は、他の分担業務 分野の主任技術者を兼任しないこと。
- ツ 配置を予定する管理技術者及び建築(意匠)の主任技術者は、次の要件を満たしていること。
 - (ア) 参加表明者と直接的雇用関係があること。
 - (4) 一級建築士の資格を有している者であること。
- テ 配置を予定する電気設備及び機械設備の主任技術者は、参加表明者と直接的雇用関係 があること。
- ト 配置を予定する建築(構造)の主任技術者は、協力事務所の技術者でも可とする。
- 3 参加表明書等受付要領
 - (1) 参加表明書等の提出先及び問い合わせ先

〒891-0194 鹿児島市谷山中央四丁目4927番地

鹿児島市役所谷山支所総務課地域振興係(谷山支所2階)

電話 099-269-8403 (直通)

電子メール tanisoumu@city.kagoshima.lg.jp

(2) 参加表明書等の交付期間、場所及び方法

ア 交付する書類

- (ア) 鹿児島市谷山支所庁舎大規模改修基本・実施設計業務委託契約に係る企画提案競技 実施要領
- (4) 鹿児島市谷山支所庁舎改修基本構想
- (ウ) 鹿児島市谷山支所庁舎改修基本計画
- (工)参加表明書(様式第1号)
- (オ) 参加者の概要(様式第2号)
- (カ) 管理技術者の経歴及び業務実績(様式第3号)
- (キ) 建築 (意匠) 主任技術者の経歴及び業務実績 (様式第4号)
- (ク) 構造主任技術者の経歴及び業務実績(様式第5号)
- (ケ) 電気設備主任技術者の経歴及び業務実績(様式第6号)
- (3) 機械設備主任技術者の経歴及び業務実績(様式第7号)
- (サ) 協力者(協力事務所)の概要(様式第8号)
- (シ) 参加表明書等受領書(様式第9号)
- (ス) 参加表明書等に関する質問書(様式第10号)
- (セ) 技術提案書等に関する質問書(様式第11号)
- (ツ) 業務の実施方針・技術提案書(表紙) (様式第12号)
- (タ) 担当チーム(設計体制)の概要(様式第13号)

- (チ) 業務の実施方針・技術提案書(様式第14号)
- (ツ) 技術提案書等受領書(様式第15号)
- (テ) 第二次審査書類等提出書(様式第16号)
- (1) 設計共同企業体結成届(様式第17号)
- (†) 設計共同企業体協定書(様式第18号)
- (二) 誓約書(様式第19号)

イ 交付期間

この告示の日から令和6年5月10日(金)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)

ウ 交付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までの時間を除く。)

- エ 交付場所及び問い合わせ先
 - 3(1)に同じ。
- (3) 参加表明書等の提出期間、場所及び方法
 - ア 提出する書類

次に掲げる書類を提出すること。

- (ア) 3(2)ア(エ)から(シ)まで及び(ニ)の書類。ただし、設計共同企業体の場合は、3(2) ア(ト)及び(ナ)の書類も合わせて提出すること。
- (4) 本市発行の市税に滞納がないことの証明書(提出日前3月以内に発行されたもの。 写し可)。ただし、鹿児島市内に営業所等がない場合で、鹿児島市に納税義務がない 場合は、本社所在地の市区町村役場(特別区にあっては都税事務所)発行の「法人市 (町・村)民税(特別区にあっては法人都民税)」納税証明書(提出日前3月以内に 発行されたもの。写し可)。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により納税猶予 等を受けている場合は、猶予を受けていることが確認できる証明書類(写し可)
- (ウ) 配置を予定している管理技術者及び建築(意匠)主任技術者が一級建築士の資格を 有していることが確認できる書面(一級建築士免許証明書の写し等)及び直接的雇用 関係が確認できる資料(健康保険証の写し等)
- (エ) 2(1) サ及び(2) セの実績等が確認できる資料(契約書の写し等)

イ 提出期間

この告示の日から令和6年5月10日(金)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)

ウ 提出時間

午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までの時間を除く。)

エ 提出方法

直接持参又は郵送(受付期間内必着とし、書留郵便等の送付記録の残る方法により送

付すること。)